

字名改正の実施について



白糠町役場 経済部建設課土木都市計画係

電話 01547-2-2171

このパンフレットは、字名改正の実施に伴い、皆様に行っていただく必要な手続きについて説明したものです。

平成 29 年 7 月現在

目 次

■字名改正事業について	1
■字名改正実施のメリット	1
■新しい住所の表し方	1
■郵便番号が変わります	2
■「住所変更のお知らせ」用はがきを配布します	2
■新しい住所(所在)が記載された「通知書」をお届けします	3
■住所などの変更手続き	3
■町が発行する書類について	3
■住所などの変更手続き	4
(1) 役場での手続き	4
(2) 国・北海道での手続き	7
(3) その他の手続き	10
(4) 土地・建物関係	11
■登記事項証明書の例(土地・建物)	12

■ 字名改正事業について

複雑に入り組んでいる字名と地番の整備を図り、住民の日常生活の利便に供するため、庶路・西茶路・橋西・西庶路地区の一部(チプタナイ)の字名改正事業(地方自治法第260条)を実施し、併せて地番も改正しようとするものです。

昭和53～57年度にかけて白糠市街地と西庶路市街地で、字名改正事業を実施しましたが、未だ庶路地域については、複雑に入り組んでいる字名と地番の住所となっているため、当該地域の字名と地番を全体的に整備すること、すでに団地形成されている橋西地区や西茶路地区など居住人口が相当数存在する地域、近い将来、公共建築物の建設が確実視される地区であるなどに配慮し、事業を実施する事になりました。

■ 字名改正実施のメリット

- 救急車、パトロールカー、消防自動車などの緊急車両が早く現場に到着できる。
- 郵便物、宅配便などの誤配や遅れが無くなり、早く正確に配達されるようになる。
- 訪問者が目的の建物や人を探すことが容易になる。
- 行政その他の事務の効率を高めることができる。

■ 新しい住所の表し方

平成29年9月23日から、皆さん(会社などの法人も含む)の住所の表し方が、次のとおり変更になります。

<例1>

(旧) 白糠町 茶路基線 ○番地○
字 名 土地の地番

(新) 白糠町 東○条北○丁目 ○番地○
条丁目名 土地の地番

<例2>

(旧) 白糠町 庶路甲区 ○番地○
字 名 土地の地番

(新) 白糠町 庶路○丁目 ○番地○
条丁目名 土地の地番

■ 郵便番号が変わります

平成29年9月23日から下記のように郵便番号も変更になりますので、新しい郵便番号をお知らせします。

新条丁目名	新郵便番号
庶路1丁目	088-0567
庶路2丁目	088-0567
庶路宮下1丁目	088-0560
庶路宮下2丁目	088-0560
庶路宮下3丁目	088-0560
庶路宮下4丁目	088-0560
庶路宮下5丁目	088-0560
庶路宮下6丁目	088-0560
庶路宮下7丁目	088-0560
恋問1丁目	088-0562
恋問2丁目	088-0562
恋問3丁目	088-0562
恋問4丁目	088-0562
恋問5丁目	088-0562
恋問6丁目	088-0562
工業団地1丁目	088-0569
工業団地2丁目	088-0569
工業団地3丁目	088-0569
工業団地4丁目	088-0569
西庶路学園通1丁目	088-0575

新条丁目名	新郵便番号
東1条北9丁目	088-0331
東1条北10丁目	088-0331
東1条北11丁目	088-0331
東2条北9丁目	088-0332
東2条北10丁目	088-0332
東2条北11丁目	088-0332
東3条北9丁目	088-0333
東3条北10丁目	088-0333
東3条北11丁目	088-0333
西1条北9丁目	088-0321
西1条北10丁目	088-0321
西1条北11丁目	088-0321
西2条北9丁目	088-0322
西2条北10丁目	088-0322
西2条北11丁目	088-0322
西3条北7丁目	088-0325
西3条北8丁目	088-0325
西3条北9丁目	088-0325
西3条北10丁目	088-0325
西3条北11丁目	088-0325
西6条北1丁目	088-0326
西6条北2丁目	088-0326

※字名改正に伴う郵便物にかかわる住所変更は、自動的に更新されます。

■ 「住所変更のお知らせ」用はがきを配布します。

郵便局より字名改正による住所の変更に伴い、お知り合いの方などへの通知用として「住所変更お知らせはがき」が無料で交付されます。

原則～ 1世帯に50枚、1事業所に100枚

不足する方は、下記の郵便局へお問合せ下さい。交付されたはがきには、お知らせする方などの住所・氏名、ご自身の住所・氏名をご記入の上、合わせて交付される回収用封筒に入れてお近くの郵便ポストに投函して下さい。切手は不要です。

釧路西郵便局 郵便部 電話 0154-53-6555

■ 新しい住所（所在）が記載された「通知書」をお届けします。

改正の対象となる地域に住所や土地を持つ方には、新しい住所（所在）を「通知書」としてお届けします。

この「通知書」は、皆さんの旧住所と新住所を記載した住所（所在）の証明となる書類です。

■ 住所などの変更手続き

この度の改正に伴い、皆さまご自身で、住所などの変更手続きをしていただくものがございます。お手数をおかけいたしますが、各種必要な住所変更の手続きをお願いいたします。

また、このパンフレットでは、一般的な変更手続きについて掲載しております。その他個別に必要な手続きについては、ご面倒でも関係する機関等へお問い合わせいただきますよう、併せてお願い致します。

自動車運転免許などの各種免許証や各種許可証などの住所変更の届出は、改正実施日（平成29年9月23日）以降、次ページの「住所などの変更手続き」を参考に行ってください。

■ 町が発行する書類について

○字名改正証明書

住所や本籍の変更手続き（法務局、警察署など）をする場合は、「字名改正証明書」が必要となる場合がありますが、平成29年9月25日以降、下記の窓口で無料交付します。

お問合せ先 建設課 土木都市計画係 01547-2-2171（内線 289・286）

証明書交付窓口

- ・1階①番窓口 町民サービス課 住民係 01547-2-2171（内線 514）
- ・庶路支所 住民係 01547-5-2030

※自動車運転免許証の本籍を変更する場合には、本籍の「本籍変更通知書」または「字名改正証明書」が必要です。（平成21年1月4日からのICカード免許証化により、本籍は免許証に記載されていませんが、ICチップ内に記録されています。また、住所、氏名、生年月日も記録されています。） P7参照

■ 住所などの変更手続き

(1) 役場での手続き

◇住民票・戸籍・印鑑登録関係

手続き内容	ご本人の手続き	手続きの際に必要なもの・その他	手続き・お問合せ先
住民票(住民基本台帳) 戸籍簿 印鑑登録原票	不要	—	<ul style="list-style-type: none"> •1階 ①番窓口 町民サービス課 住民係 01547-2-2171 (内線 514) •庶路支所住民係 01547-5-2030
マイナンバーカード (写真付) マイナンバー通知カード	必要	<ul style="list-style-type: none"> •マイナンバーカード (写真付) •マイナンバー通知カード 	
住民基本台帳カード		<ul style="list-style-type: none"> •住民基本台帳カード 	
在留カード 特別永住者証明書	不要	在留カード 特別永住者証明書	<ul style="list-style-type: none"> •1階 ①番窓口 町民サービス課 住民係 01547-2-2171 (内線 514)
パスポート		※最終ページの「所持人 記入欄」の現住所等は、 ご自身で変更していただ いて結構です。	

◇国民健康保険関係

手続き内容	ご本人の手続き	手続きの際に必要なもの・その他	手続き・お問合せ先
国民健康保険被保険者証	不要	—	<ul style="list-style-type: none"> •1階 ①番窓口 町民サービス課 保険年金係 01547-2-2171 (内線 524) •庶路支所住民係 01547-5-2030
国民健康保険高齢受給者証			
国民健康保険限度額適用・ 標準負担額減額認定証			
国民健康保険特定疾病療 養受領証			

◇後期高齢者医療制度

手続内容	ご本人の手続き	手続の際に必要なもの・その他	手続・お問合せ先
後期高齢者医療被保険者証	不要	—	・1階 ①番窓口 町民サービス課 保険年金係 01547-2-2171 (内線 524)
後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証			
後期高齢者医療特定疾病療養受領証			

◇ひとり親・子ども医療費助成関係

手続内容	ご本人の手続き	手続の際に必要なもの・その他	手続・お問合せ先
ひとり親家庭等医療費受給者証	不要	※一部対象になる方には別途通知いたします <u>平成 29 年度名称が変更になりました。</u>	・1階 ②番窓口 福祉課 児童福祉係 01547-2-2171 (内線 528)
子ども医療費受給者証			

◇児童関係

手続内容	ご本人の手続き	手続の際に必要なもの・その他	手続・お問合せ先
児童扶養手当	不要	—	・1階 ②番窓口 福祉課 児童福祉係 01547-2-2171 (内線 528)
特別児童扶養手当			

◇障がい者関係

手続内容	ご本人の手続き	手続の際に必要なもの・その他	手続・お問合せ先
身体障害者手帳		必要なときに手続きをしてください。 ・各手帳 ・各受給者証 ・印鑑(精神障害者保健福祉手帳には必要ありません。) ・マイナンバー(療育手帳には必要ありません) 詳しくは、右記にお問合せ下さい。	・1階 ②番窓口 福祉課 社会福祉係 01547-2-2171 (内線 529)
療育手帳			
精神障害者保健福祉手帳			
自立支援医療受給者証			
重度心身障がい者医療費受給者証			

◇介護保険関係

手続内容	ご本人の手続き	手続の際に必要なもの・その他	手続・お問合せ先
介護保険被保険者証	不要	—	・1階 ③番窓口 介護健康課介護保険係 01547-2-2171 (内線 521)

◇上下水道関係

手続内容	ご本人の手続き	手続の際に必要なもの・その他	手続・お問合せ先
上水道・下水道	不要	—	・1階 ⑤・⑥番窓口 上下水道課水道業務係 01547-2-2171 (内線 562)

◇税金関係

手続内容	ご本人の手続き	手続の際に必要なもの・その他	手続・お問合せ先
固定資産税台帳 各課税台帳 等 ※右記以外の軽自動車は、 次ページを参照ください。	不要	※125cc 以下の自動二輪車、原動機付自転車や小型特殊自動車の所有者及び使用者の住所変更についても手続きは不要です。	・1階 ⑨番窓口 税務課 01547-2-2171 資産税係(内線 535) 税務係 (内線 537)

(2) 国・北海道での手続き

◇自動車登録・運転免許関係

手続内容		ご本人の手続き	手続きの際に必要なもの ・その他	手続き・お問合せ先
自動車運転免許証 (自動車運転経歴証明書 -釧路運転免許試験場の み) ※免許証の更新時など 必要な時に手続きをして ください。		必要	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・新住所を確認できる書類 (町から発行される通知書、 新住所が記載されている身分 証明書・健康保険証・本人宛 ての消印付郵便物など) ※本籍も併せて変更する場合は、町で発行する <u>本籍変更 通知書</u> または <u>字名改正証明 書</u> (窓口にて無料交付)が必要となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・釧路運転免許試験場 釧路市大楽毛北1丁目 0154-57-5913 ・釧路警察署 交通第一課 (運転免許証担当) 釧路市黒金町10丁目5番地 0154-25-0110(代表) お急ぎの方は、下記で <ul style="list-style-type: none"> ・白糠交番 01547-2-2086 ・庶路駐在所 01547-5-2151
自動車保管場所証明書、保管場所標章番号 通知書		不要	—	釧路警察署 交通課 0154-25-0110(代表)
自動車 検査 証	普通自動車等 自動二輪車 (251cc以上) 三輪車 (661cc以上)	必要になったときに「字名改正証明書」を 添付して手続きをして下さい。 一般的に継続検査(車検)などのときに変 更する方がほとんどです。 詳しくは、右記にお問合せ下さい。	北海道運輸局 釧路運輸支局 (コールセンター) 050-5540-2005	
	軽自動車 (660cc以下) ・四輪 ・三輪		軽自動車検査協会 釧路事務所 (コールセンター) 050-3816-1767	
軽自動車 届出 済証	軽二輪 (普通自動二輪車の うち126以上～ 250cc以下) スノーモービル (雪上車)		全国軽自動車協会連合会釧 路事務所 0154-51-0745	

◇健康保険関係

手続き内容	ご本人の 手続き	手続きの際に必要なもの ・その他	手続き・お問合せ先
全国健康保険協会管掌健康保険被保険者証	必要	町から発行される通知書などで、事業主(雇用者)に届けて下さい。 ※任意継続の方は、届出の際に新しい住所で届けて下さい。	事業主(雇用者) (※ 釧路年金事務所 0154-22-0112) (※全国健康保険協会北海道支部 011-726-0352)

◇年金関係

手続き内容	ご本人の 手続き	手続きの際に必要なもの ・その他	手続き・お問合せ先
国民年金の <u>受給者</u> 厚生年金の <u>受給者</u>	不要 必要	<u>住民票コードが収録されている方は、必要ありません。</u> <u>住民票コードが収録されていない方は、住所の変更が必要になります。</u> ・新住所を確認できる書類 (町から発行される通知書など) ・年金証書 ・印鑑	•1階 ①番窓口 町民サービス課 保険年金係 01547-2-2171 (内線 524) •釧路年金事務所 0154-22-5810
国民年金の <u>加入者</u> (第1号被保険者)	不要	—	
国民年金の <u>加入者</u> (第3号被保険者)	必要	※町から発行される通知書などで配偶者の勤務する事業主(雇用者)に届けて下さい。	配偶者の勤務する事業主(雇用者)
厚生年金の <u>加入者</u>	必要	※町から発行される通知書などで事業主(雇用者)へ届けて下さい。	事業主(雇用者)
年金基金の <u>受給者・加入者</u> 共済年金など	必要	※詳しくは右記にお問合せ下さい。	各年金基金 各共済組合

◇雇用保険関係

手続内容	ご本人の手続き	手続きの際に必要なもの・その他	手続き・お問合せ先
雇用保険	不要	—	ハローワーク釧路 0154-41-1201
雇用保険受給資格者証	必要	・印鑑 ・資格者証 ・町から発行される通知書	
求職登録		・町から発行される通知書	
適用事業所		など	

◇労働保険関係

手続内容	ご本人の手続き	手続きの際に必要なもの・その他	手続き・お問合せ先
労働保険に加入している事業主	必要	※変更届の提出が必要となります。詳しくは右記にお問合せ下さい。	釧路労働基準監督署 0154-42-9711
労働保険受給者	必要	※定期報告にて変更をすることとなります。	

◇食品関係

手続内容	ご本人の手続き	手続きの際に必要なもの・その他	手続き・お問合せ先
食品の営業許可者 (登録票)		基本的に必要ありません ※詳しくは右記にお問合せ下さい。	釧路保健所 (釧路総合振興局 保健環境部生活衛生課) 0154-65-5811
食品衛生責任者及び 管理者			
食品衛生法に基づく食品 等の表示(製造者、販売者 等の住所)	必要	すみやかに変更して下さい。 ※詳しくは右記にお問合せ 下さい。	

(3) その他の手続き

◇取引銀行・生命保険会社等

手続き内容	ご本人の手続き	手続きの際に必要なもの・その他	手続き・お問合せ先
ゆうちょ銀行	必要	・貯金通帳など ・印鑑 ・通知書など	・白糠郵便局 2-2217 ・庶路郵便局 5-2260 ・西庶路郵便局 5-2110
かんぽ生命(簡易保険)		・保険証書 ・通知書など	
その他銀行等		・通帳 ・印鑑 ・通知書など	各銀行等 各契約会社等
クレジット会社		※電話やインターネットで変更できる場合がありますので各契約会社にお問合せ下さい。	
生命保険		※各契約会社にお問合せ下さい。	各契約会社
損害保険 自賠責保険			

◇公共料金・携帯電話等

手続き内容	ご本人の手続き	手続きの際に必要なもの・その他	手続き・お問合せ先
NTT固定電話	不要	※町から連絡して変更します。	料金請求書・領収書・口座振替等のお知らせに記載されている「お問合せ先」、またはインターネット等でご確認下さい。
北海道電力契約者情報			
NHK契約者情報			
携帯電話各社	必要	※各契約会社にお問合せ下さい。	各契約会社
IP固定電話各社			

勤務先や白糠町外にある学校等についての住所変更は、各勤務先や学校等に必要書類をお問い合わせください。

上記のほか、必要な手続きに関しては、ご自身でご確認の上、それぞれの手続きをされるようお願いいたします。

(4) 土地・建物関係

手続内容	ご本人の手続き	手続きの際に必要なもの ・その他	手続き・お問合せ先
土地登記簿		<p>※土地や建物の<u>所在は法務局が変更しますが、所有者の住所については、必要などきにご自身で手続きを行って下さい。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> •登記申請書 •字名改正証明書 (窓口にて無料交付) •委任状(代理人が申請を行う場合) 	
建物登記簿	必要 ※所有者の住所等	<p>※字名改正証明書を添付することにより、登録免許税は非課税(無料)となります。 <u>この度の字名地番改正以前の旧住所が未届なものについては、課税(有料)扱いとなります。</u></p>	<p>不動産などを管轄する法務局 釧路地方法務局 0154-31-5000</p>
商業・法人 (会社などの法人の本店・支店及び代表者などの住所変更登記は、本店2週間以内、支店3週間以内)		<p>※登録事項(登記簿)における所有者及び権利者など欄の住所と改正前の住所に違いがある場合、住民票(有料)等も必要となります。</p> <p>※抵当権、根抵当権に関して、変更登記の必要がある場合は、金融機関にご相談下さい。</p>	

法務局へ提出する、登記申請書(不動産登記)の用紙は法務局に備え付けられているほか、法務局のホームページから様式をダウンロードし使用することもできます。

なお、字名地番改正に伴う住所の変更登記についての登録免許税(登録料)は非課税(無料)です。

■ 登記事項証明書の例 (土地・建物)

これは登記事項証明書に記載されている例です。

このうち【表題部】に記載されている「所在」及び「地番」は、法務局で変更しますが【権利部】に記載されている「所有者の住所」は、法務局では変更できませんので、必要なときに皆さんが変更申請を行ってください。

また、表示内容は登記物件により異なります。

(土地)

ここ(所在)は法務局が変更します

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成〇〇年〇月〇日	不動産番号	12345678901234
地図番号	A 1 - 1	筆界特定			
所 在	白糠町庶路 1 丁目				
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
6 番 2 2	宅 地	1 2 3	4 5	6 番 2 1 から分筆 〔平成 2 2 年 1 2 月 1 日〕	

ここ(地番)は法務局が変更します

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成〇〇年〇月〇日 第 5 6 7 号	原因 平成〇〇年〇月〇日売買 所有者 白糠町庶路基線 3 番地 2 白 糠 太 郎

ここ(所有者の住所)は皆さんが変更してください

(建物)

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成〇〇年〇月〇日 第 5 6 7 号	所有者 白糠町庶路基線 3 番地 2 白 糠 太 郎

ここ(所有者の住所)は皆さんが変更してください

* 法務局のホームページ申請例を参照又は、下記法務局にお問合せ下さい。

個人で申請する場合は、事前予約が必要となります。

釧路地方法務局 登記部門

釧路市幸町 1 0 丁目 3 番地 釧路地方合同庁舎

☎ 0 1 5 4 - 3 1 - 5 0 0 0

☎ 0 1 5 4 - 3 1 - 5 0 2 1

おねがい

◇「字名改正」実施日(平成29年9月23日)までは、新しい住所への変更等の手続きは出来ませんので、ご注意ください。

◇実施日以降は、新しい住所をご使用ください。

お問い合わせ先

字名改正に関する疑問な点などについては、下記へお問い合わせ願います。

白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1

白糠町役場 経済部 建設課 土木都市計画係

電話 2-2171 (内線 289・286)